

### 質問 1

遺族年金や宝くじの当せん金などは特別に手続きをしなくても、課税されないそうですが、課税にならない所得には、どのようなものがありますか。

**回答** 課税されない所得は法律で規定されています。

我が国の所得税法は、全ての所得を課税の対象にしていますので、それらの所得のなかには、本来課税するに適さないものや、その所得を課税しないことによって、間接的に他の政策目的を促進する手段とすることがふさわしいと考えられる所得なども含まれていることになります。

そこで、法律は、これらの所得を課税所得から除外するための数多くの非課税所得に関する規定を定めています。

居住者について定められた非課税所得のうち主なものを示しますと、次のようなものがあります。

#### (1) 所得税法に定めるもの

- イ 障害者等の少額預貯金の利子
- ロ 増加恩給や遺族の受ける恩給もしくは死亡者の勤務に基づいて支給される年金
- ハ 給与と所得者の受ける旅費、一定額までの通勤手当、若しくは職務上の必要から支給される現物給与など
- ニ 生活用動産の譲渡による所得
- ホ 文化功労者年金、一定の学術奨励金等
- ヘ 強制換価手続による資産の譲渡による所得
- ト 学資金及び法定扶養料
- チ 損害賠償金等で各種所得の収入金額に算入されないもの

以上のほか、相続や個人からの贈与により取得するものは、相続税法の課税対象になるので、所得税は非課税となります。

#### (2) 租税特別措置法に定めるもの

- イ 障害者等の少額公債の利子
- ロ 勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子
- ハ 国等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等
- ニ 国等に対しての重要文化財（土地を除きます。）を譲渡した場合の譲渡所得

#### (3) その他の法令に定めるもの

- イ 国民年金や厚生年金又は共済組合などの保険給付のうち、障害年金、遺族年金、母子年金、福祉年金など
- ロ 戦没者等の遺族、未帰還者の留守家族、引揚者等に支給される特別給付金等
- ハ 生活保護法や身体障害者福祉法に基づいて支給される金品（公的扶助）
- ニ 雇用保険や労働者災害補償保険の保険給付
- ホ 各種健康保険や共済組合からの保険給付
- ヘ 我が国の宝くじ当せん金

なお、これらの所得は、所得そのものを法令により非課税としていますので、原則として、非課税にするための手続は要りません。

その他租税条約により非課税とされる所得があります。